

経済産業省

20201221電委第1号
令和2年12月22日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定された「電力の小売営業に関する指針」(以下「本指針」といいます。)については、非化石証書の制度の変更(非FIT非化石証書の取引開始)に伴い、環境価値に関する表示のルールを整理する必要があることから、その内容について見直しを行う必要があります。

ついては、電力の適正な取引の確保を図るため、本指針につき別添の事項の改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

電力の小売営業に関する指針 改定事項

- 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO₂ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり問題となる行為と整理する。
- 非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤認を招く表示をすることは問題となる行為と整理する。あわせて、以下の場合には問題となる行為にあたらぬことを明確化する。
 - ・ 再生可能エネルギー電源の電気（FIT電気を含む。）について、非化石証書（再エネ指定）を使用して、再エネの電気である旨を表示することは問題とならない。（ただし、FIT電気については、現行の指針で求められている3要件の表示が必要。）
 - ・ 卸電力取引所調達や化石電源等の電気について、電源構成や主な電源種の表示を行った上で、非化石証書（再エネ指定）を使用して、実質的に再エネの電気である旨の表示することは、問題とならない。
 - ・ 非化石電源の電気（FIT電気を含む。）について、非化石証書を使用して、CO₂ゼロエミッションの電気である旨を表示することは問題とならない。（ただし、FIT電気については、現行の指針で求められている3要件の表示が必要。）
 - ・ 卸電力取引所調達や化石電源等の電気について、電源構成や主な電源種の表示を行った上で、非化石証書を使用して、実質的にCO₂ゼロエミッションの電気である旨を表示することは問題とならない。
- 上記の考え方を踏まえ、電源構成及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。（具体的な表示例については、第52回制度設計専門会合資料4の18頁～22頁を参照。）